

平成27年度 第1回向日市ふるさと創生計画委員会 議事要点録

日 時：平成27年8月20日（木）午後1時30分から午後3時30分まで
場 所：向日市民会館 第5会議室
出席者：（委員）
高橋委員、大塚委員、藤澤委員、中村委員、東委員、森田委員、山舗委員、
池田委員、松井委員
（向日市）
安田市長
（事務局）
今西市長公室長、小賀野市長公室次長、長谷川企画調整課長、伊藤主幹
内海主査
（傍聴人）
5人
内 容： 以下のとおり

開会

1 市長あいさつ

この委員会には各界代表の方に加え、市民公募委員にも参加いただいています。就任要請に対して快諾をいただき、心から感謝申し上げます。

「向日市ふるさと創生計画」は本市の最上位計画と位置づけ、私の取り組む施策として最も大切なものであります。この計画は都市基盤はもちろん、防災、教育、福祉など、市全体の目指す道筋を決めるものであります。

補助金を使って何をするかというまちづくりではなく、「向日市はこうあるべき」「こういう生き方がふさわしい」という姿を決めていただき、それを実現するために必要な補助金を探し、規制をクリアするという考え方で進めたいと考えています。

向日市が10年後、20年後にどんなまちになるべきか、皆さんのお力と知恵を借りて、考えていきたいと思えます。

これからは市民と行政が認識を同じくして、市民と一体となり取り組んでいく計画にしたいと思えます。

これまでの考え方を変えなければ生き残ることができず、望ましいまちにできません。今後も機会あるごとに、私の思いを伝えていきたいと思えます。

2 委嘱状交付

3 委員長、副委員長選出

委員の互選により、委員長に中村委員、副委員長に大塚委員を選出した。

【委員会の公開について】

事務局から資料4向日市ふるさと創生計画委員会の会議の公開に関する要綱、資料5向日市ふるさと創生計画委員会傍聴要領について説明があり、了承された。

4 議題

(1) 向日市ふるさと創生計画について

向日市ふるさと創生計画、歴史まちづくり、人口等について事務局から資料に基づき説明がされた。

(2) 意見交換

(委員長)

- ・ 人口ピラミッド等も見ないといけない。全国の動向からみると、人口が増えず、減らず、というのは理想的とも言える。東北では3分の1になるとの想定もある。

(委員)

- ・ JR桂川駅ができ、一方、阪急東向日のイオンがなくなり、人の流れが変化している。何万人も集客する桂川のイオンから1%でも向日町に引っ張ってくることができれば、商工業にメリットがあるのではないか。そのための観光スポットづくり等ができないかと思う。

(委員)

- ・ 向日市観光協会ができた目的も、観光を通じて地元産業の発展を図ることにある。ただ、現状では全くPRが市内外に届いておらず、「歴史まちづくり」を生かして観光協会としてもどのように活動するか、検討したい。また、東向日駅前イオン跡地の方向性にも関心がある。
- ・ どこか一部の地域のことでなく、市域全体が発展するためにどう動けばよいか、考えたい。
- ・ 「歴史まちづくり」の「竹林とタケノコ栽培に係る歴史的風致」の説明ではタケノコ栽培となっているが、向日市の竹はタケノコだけでなく、活用できる「竹」を確保するために整備された竹林でもあり、そうしたPRもしていきたい。

(委員)

- ・ 縦（南北）に長い京都府は、日本の縮図でもある。府南部では人口が増え、小学校を増設するというまちもある。しかし、同じ南部でも、昨年1年間の出生がゼロということで話題になったまちがあった。地域事情はさまざまであるが、乙訓そして向日市はまだ人口は伸びる可能性がある。しかし都市間競争は厳しさを増しており、安心しては人は流出する。良い意味での競争はしていかなければいけない。
- ・ 人が減れば地域の活力も弱くなる。自然増減と、限られた人口の取り合いでもある社会増減の二つの面から、活力を維持するための頑張りが求められる。そのためにはまちを魅力あるものにする必要がある。向日市には魅力はあるが、それがまだ十分に知られていない。まず、住んでいる人に魅力を理解してもらい、定住意識を高めるとともに、市外から人が来てくれるような取組も必要。

(委員)

- ・ 向日市は今、転換期にある。北部の開発によって商圈や工業立地も変化している。人口もマンション建設で新たに3千人程度の人が増えるとの説明があったが、西日本で最も小さな市として、目標をはっきり定め、住んでいる人のまちへの愛着を高めることも必要になっている。
- ・ サラリーマンをリタイアしたが、勤めている間はまちのことをあまり知らなかった。リタイア後、福祉のことなどを知った。
- ・ 市民にもっと地元への愛着を持ってもらうことが第一。そして、まず市民がまちを知ることが必要だが、そのためには自分で歩かないとわからない。しかし、観光等を考えても向日神社や竹の道へのアプローチが悪く、それをどうするのがひとつの課題。
- ・ 市内のパワースポット（観光拠点）をピックアップし、市外から人を引っ張ってくること

も考えるべき。激辛商店街のように、新たに魅力をつくることも考えるべきか。

- ・ 長岡京という名前は長岡京市にお株をとられ、誤解されたままの印象がある。PR不足であり、本来は向日市が長岡京の中心であり、そのことを観光ボランティアや文化資料館での取組を通じて発信していく必要がある。
- ・ 市民には環境問題に詳しい人も多く、ボランティア活動も活発である。しかし、団体・組織同士が連携できておらず、その連携づくりも今後の課題である。

(委員)

- ・ 北部にイオンができた一方、東向日のイオンがなくなり、高齢化も進むなかで、高齢者が買物に困っている。そのため北部に引っ越すという人もおり、京都市との境目にあたることから、京都市への転出につながることもある。
- ・ 特に日用品を買うところがなく、足が悪いと長岡京市や桂川イオンに行くのも大変。そうしたことへの対応も考えたい。
- ・ 子どもはたくさんほしいが、養うのが大変なので2人までということを知る。もっとまちが発展し、経済的に豊かになれば、少子化対策にもなるのではないか。

(委員長)

- ・ 少子化対策も今回のテーマのひとつ。東京でも少子化が進んでいるが、なかには北区のように30代夫婦の住みよさを高め、商店街等も含めて子育てしやすいまちづくりに注力し、子どもが増えているというまちもある。

(委員)

- ・ 京都で竹というと、嵯峨嵐山を思い浮かべる人が多く、向日市の竹林を見て「こんなところがあるのか」と言われることがある。まだまだ向日市の竹の知名度は全国的とは言えず、知らない人が多い。
- ・ 向日市には素敵なところも多く、我々が知らせていく必要があるが、そのやり方としてどんな方法がよいのか。KARA-1グランプリなどの例はあるが、どうしても海外を含めて京都というと京都市が注目され、観光客の多くが流れる。
- ・ 向日市は京都市からすぐで、同じエリアと言えるので、京都市を訪れる人に情報を提供し、引っ張ってくるための取組を地元あげて考えられればよい。
- ・ 外から人を引っ張ること、そしてここで生活する人が安心して活動できるようにすることを考えると、できることはたくさんあるのではないか。
- ・ 東向日駅前が混雑しており、(送迎の自家用車などが)もう少し動きやすくなってほしいという声を聞く。みんながこうしたいというまちづくりに向け、意見を出していきたい。

(委員長)

- ・ 神戸市長田区の商店街で調査したところ、外国人のインバウンド観光の来訪が結構、あることがわかった。神戸を何度か訪れた人が、主要な観光地の次のスポットとして長田区に来ていたようだ。京都市にこれだけの観光客が訪れ、日本人でも多くの消費者が桂川イオンに来店している。

(委員)

- ・ 市民でも知らない市内の資源があり、発信し、見せて、来てもらうための方法を強化すべき。例えばハイキングのモデルコースでも、インターネットを使えば安価に発信することもできる。観光する前にまちの歴史等を紹介することが、集客にもつながる。
- ・ 車で訪れると、国道171号はよいが、東西が入りにくい。例えば、今、乙訓にはない「道の駅」をつくり、そこまでの円滑なルートを考えてはどうか。
- ・ この小さなまちに4つも鉄道駅がある。観光にも、定住のための住宅地としても恵まれており、そうした特性が生きるまちづくりを。
- ・ 雇用は重要。大きな企業はないが、新たな企業誘致も含め、雇用が創出できれば人も集ま

る。

(委員長)

- ・ 製造業でも、燕三条や中京圏のように産業観光の資源として活用するまちはある。そういう観点からも議論をお願いしたい。

(委員)

- ・ 50年京都に住んでいるが、1年半前に転勤して来るまで、向日市のことをあまり知らなかった。新旧のコンテンツはあるので、これらをもっとPRしなければもったいない。
- ・ 銀行でも乙訓は力を入れるべきエリアであり、この4～5年で店舗数が4店から7店に増えた。人口も増加し、企業も立地しており、バランスがとれている。そういうことをアピールするという方法もあるのではないか。
- ・ 「歴史まちづくり」の認定がよいタイミングであった。まだまだ知っている人は多くないと思うので、もったいない。

5 その他

(事務局)

- ・ 本年度中にあと2回程度、本会議での議論をお願いしたい。次回は10月頃の開催を予定している。

閉会

平成27年度 第1回 向日市ふるさと創生計画委員会

日 時：平成27年8月20日(木)
午後1時30分から
場 所：向日市民会館 第5会議室

次 第

○ 開 会

- 1 市長あいさつ
- 2 委嘱状交付
- 3 委員長、副委員長選出
- 4 議題
 - (1) 向日市ふるさと創生計画について
 - (2) 意見交換
- 5 その他

○ 閉 会

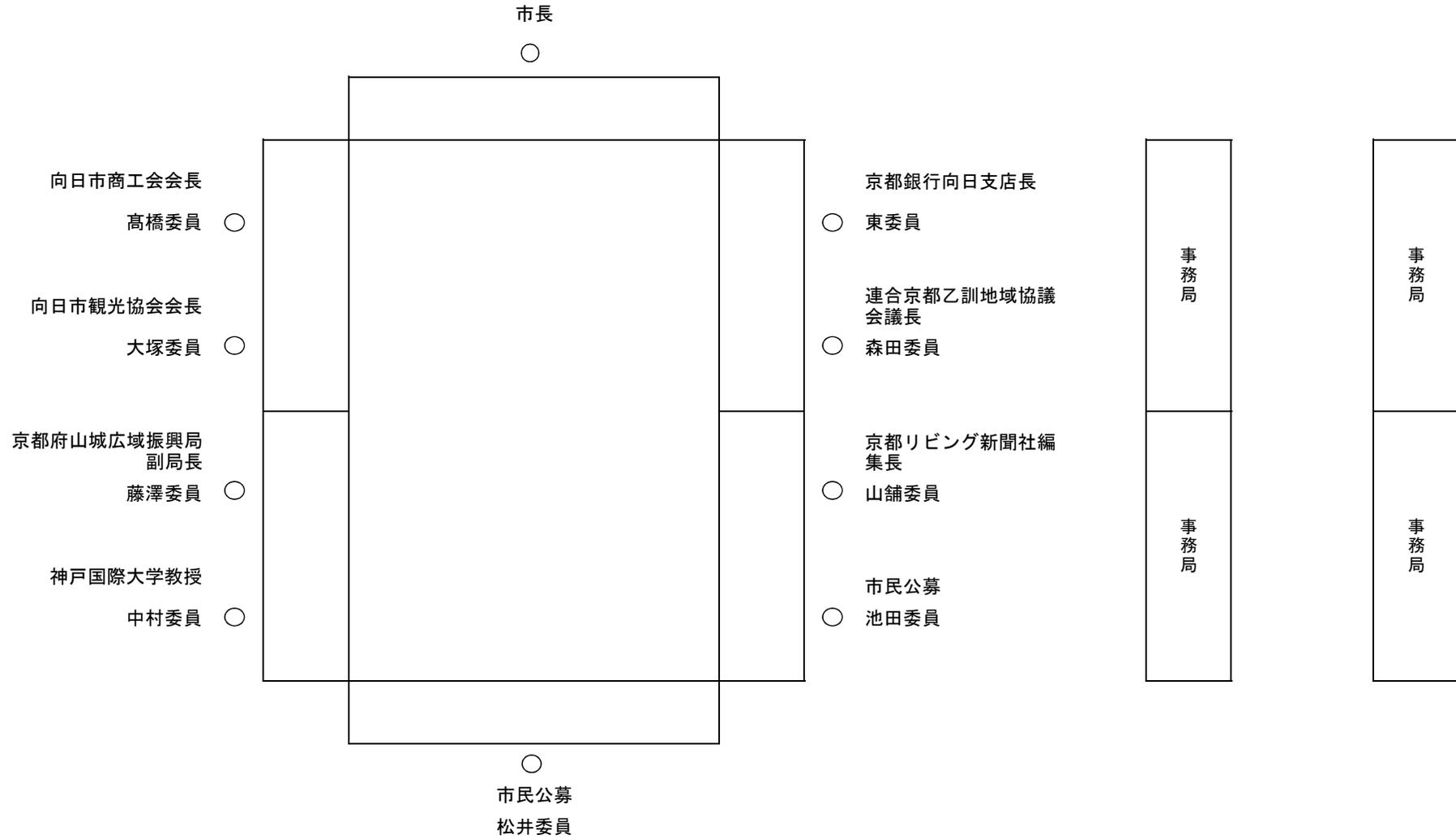
配布資料一覧

- 資料① . . . 向日市ふるさと創生計画委員会委員名簿
- 資料② . . . 座席図
- 資料③ . . . 向日市ふるさと創生計画委員会設置要綱
- 資料④ . . . 向日市ふるさと創生計画委員会の会議の公開に関する要綱
- 資料⑤ . . . 向日市ふるさと創生計画委員会傍聴要領
- 資料⑥ . . . 向日市ふるさと創生計画策定方針
- 資料⑦ . . . 向日市ふるさと創生計画構成イメージ
- 資料⑧ . . . 人口ビジョン・総合戦略について

向日市ふるさと創生計画委員会 委員

区 分	役職、団体等	氏名
産 (産業界)	向日市商工会 会長	高橋 信吾
産 (産業界)	向日市観光協会 会長	大塚 正洋
官 (行政機関)	京都府山城広域振興局 副局長	藤澤 正典
学 (教育機関)	神戸国際大学経済学部 教授	中村 智彦
金 (金融機関)	京都銀行 向日町支店長	東 義明
労 (労働団体)	連合京都乙訓地域協議会 議長 (三菱電機労働組合京都支部 執行委員長)	森田 正樹
言 (メディア)	京都リビング新聞社 編集長	山舗 恵子
市民公募		池田 和子
市民公募		松井 恒夫

第1回向日市ふるさと創生計画委員会 座席図



向日市ふるさと創生計画委員会設置要綱

(設置)

第1条 歴史を活かしたふるさと「向日市」の創生を図る「向日市ふるさと創生計画（向日市総合戦略）」（以下「創生計画」という。）の策定及び推進にあたり、専門的な見地及び市民の立場から幅広く意見を求めるため、向日市ふるさと創生計画委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 創生計画の策定に関すること。
- (2) 創生計画の推進に関すること。
- (3) その他必要な事項

(組織)

第3条 委員会は、委員10人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 市の区域内に住所を有する者で、市の募集に応じた者
- (3) その他市長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から委嘱の日の属する年度の翌年度末までとする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長1人を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選により定める。

3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

5 委員長及び副委員長の任期は、委員の任期による。

(会議)

第6条 委員会は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

(意見の聴取)

第7条 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を委員会の会議に出席させ、説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、企画調整課において処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成27年8月20日から施行する。

向日市ふるさと創生計画委員会の会議の公開に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、向日市審議会等の会議の公開に関する指針（以下「指針」という。）に基づき、向日市ふるさと創生計画委員会（以下「委員会」という。）の会議（以下「会議」という。）の公開に関し、必要な事項を定めるものとする。

(会議の公開)

第2条 会議は、原則として公開するものとする。ただし、指針第3項各号に規定する事項について審議するときは、会議の全部又は一部を公開しないことがある。

(公開の方法等)

第3条 会議の公開は、委員会の長が傍聴を希望する者に許可することにより行う。

2 委員会の長は、会議を公正かつ円滑に運営するため、会場の秩序の維持に努めるものとする。

(会議を傍聴できる者)

第4条 公開した会議は、傍聴要領に定めるところにより傍聴を許可しない者を除き、何人も傍聴することができる。

(傍聴の定員)

第5条 傍聴の定員は、10人とする。ただし、会場の都合によりこれを増減することができる。

(傍聴要領)

第6条 傍聴の手続その他傍聴に関し必要な事項は、傍聴要領で定める。

(会議の開催の公表)

第7条 会議の開催は、事前に公表する。ただし、緊急に会議を開催する必要が生じた場合において、事前に公表する暇がないと認めるときは、この限りでない。

2 前項の公表は、広報紙、ホームページへの掲載又は庁舎内の掲示その他適当な方法により行うものとする。

3 第1項の公表は、次に掲げる事項について、行うものとする。

- (1) 会議の名称
- (2) 会議の議題
- (3) 会議の開催日時及び場所
- (4) 傍聴に関する事項
- (5) 問い合わせ先
- (6) その他必要な事項

(資料の閲覧等)

第8条 会議の資料については、原則として閲覧に供するものとする。

(会議録の作成等)

第9条 会議録は、発言者の発言内容ごとの要点記録により、速やかに作成する。

2 公開した会議の会議録の写しは、閲覧等に供するものとする。

3 審議の概要、答申等を作成したときは、ホームページ等を活用し、公表に努めるものとする。

(事務局)

第10条 会議の公開に関する事務は、企画調整課において行うものとする。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、会議の公開に関し必要な事項は、委員会の長が定める。

附 則

この要綱は、平成27年8月20日から実施する。

向日市ふるさと創生計画委員会傍聴要領

1 趣旨

この要領は、向日市ふるさと創生計画委員会（以下「委員会」という。）の会議（以下「会議」という。）の傍聴に関し、必要な事項を定める。

2 傍聴の手続

- (1) 傍聴の希望者は、会議の開催時刻の10分前までに、傍聴希望者受付票に氏名及び住所を記入しなければならない。
- (2) 傍聴の希望者が、定員を超える場合は、受付をした者の中から抽選により決定するものとし、定員を超えない場合は、開催時刻まで先着順で傍聴を認めるものとする。
- (3) 前号の規定により許可を受けた者には、向日市ふるさと創生計画委員会傍聴許可証を交付するものとする。

3 傍聴を許可しない者

次の各号のいずれかに該当する者は、会議の傍聴を許可しない。

- (1) 凶器等他人に危害を与えるおそれのある物を携帯している者
- (2) 旗、のぼり、プラカード等の示威行為のための物を携帯している者
- (3) 酒気を帯びていると認められる者
- (4) その他会議を妨害し、他人に迷惑を及ぼすおそれがあると認められる者

4 傍聴者の守るべき事項

- (1) 会議開催中は、静粛に傍聴することとし、拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと。
- (2) 騒ぎ立てる等して、議事を妨害しないこと。
- (3) 会場において、飲食又は喫煙をしないこと。
- (4) 他の傍聴者の迷惑になるような行為をしないこと。
- (5) 会場において、写真撮影、録画、録音等を行わないこと。ただし、委員会の許可を得た場合は、この限りでない。
- (6) 傍聴者は、係員の指示に従うものとする。
- (7) 会議中において非公開の決定がなされたときは、直ちに退場すること。
- (8) その他会場の秩序を乱し、会議の支障となる行為をしないこと。

5 違反者に対する措置

傍聴者が会議を傍聴するに当たり、この要領に違反したときは、委員会の長は注意し、なお、これに従わないときは、退場を命じることができるものとする。

6 その他

この要領に定めるもののほか、会議の傍聴に関し必要な事項は、委員会の長が定める。

附 則

この要領は、平成27年8月20日から実施する。

向日市ふるさと創生計画策定基本方針

1 趣旨

少子高齢化時代を迎え、人口減少がわが国の喫緊の課題となっている現在、地方分権の進展や地方創生の機運の高まりなど、地方自治体をとりまく環境も急激に変化している。

このような状況の中、本市は、より一層の地域資源の活用や、持続可能な行政運営を実現するとともに、市民にとって誇りと思えるまちづくりを進めていくため、長岡京など歴史の事実と魅力を広く発信するとともに、誰もが安心して暮らせる地域づくり、そして「向日市をよくしたい」という思いが行動につながるまちとなるよう、施策を強力に推進するものとして、「向日市ふるさと創生計画」を策定する。

2 基本的な考え方

この計画は、今後、本市が目指すべき方向性を示した最上位計画として策定するもので、「歴史を活かし、活力と魅力あるまちづくり」「人と暮らしに明るくやさしいまちづくり」「信頼と協働で市民の声が届くまちづくり」を施策の柱とする。

また、時代や環境の変化にスピード感を持って、しなやかに対応できるよう、毎年見直しを行うものとする。

3 計画の基本的な項目

- ・名称 向日市ふるさと創生計画
- ・計画期間 平成27年度から平成31年度まで
- ・構成

施策の3つの柱を推進するため、関連する施策分野、具体的な施策及び取組を設定することを基本とする。

【施策の3つの柱】

「歴史を活かし、活力と魅力あるまちづくり」

… 国の認定を受けた「向日市歴史的風致維持向上計画」いわゆる「歴まち計画」認定を契機とし、本市の歴史の事実と魅力を広く発信するとともに、本市全体の発展につなげ、全ての市民に向日市が「ふるさと」であると思っただけのよう、活力と魅力のあるまちづくりを進める。

「人と暮らしに明るくやさしいまちづくり」

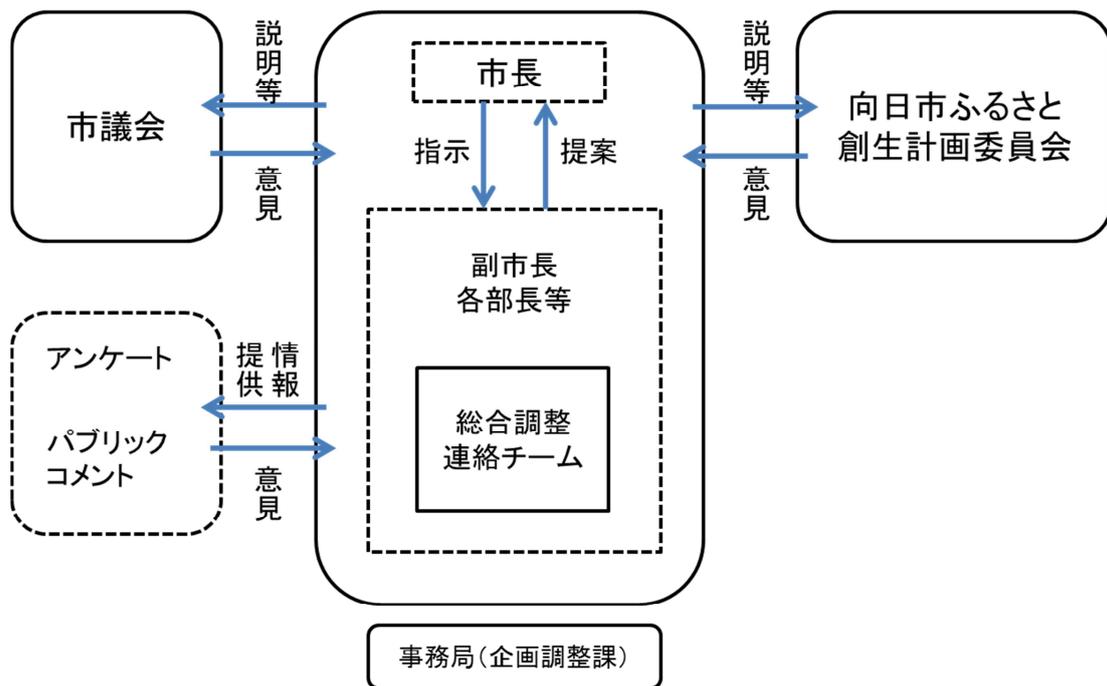
… 子育て支援や教育環境の整備、健康づくり、福祉・医療の充実、快適で安全な生活環境づくり等に取り組むことで、老若男女を問わず、誰もが安心して健やかに暮らすことのできる地域づくりを進める。

「信頼と協働で市民の声が届くまちづくり」

… まちづくりを進める上で必要不可欠な市民の信頼と協働の構築のため、市民参画の機会や場の創設など、市民の「向日市を良くしたい」という思いが行動につながるまちを築いていく。また、多様性を認め合う社会の実現のための取組を推進するとともに、本市が将来にわたって安定・自立した財政運営ができるように、効率的で健全な行財政運営を推進していく。

4 策定体制・手法

- ・有識者委員会として、有識者、公募市民が参加する向日市ふるさと創生計画委員会を設置する。
- ・副市長及び各部長等で素案の審議を行う。素案作成は総合調整連絡チーム（次長級職員で構成）を中心に進める。
- ・アンケート、パブリックコメントを実施することにより、市民意見を反映させる。
- ・議会へ説明・報告を行うことで、意見交換の機会を確保する。



5 スケジュール

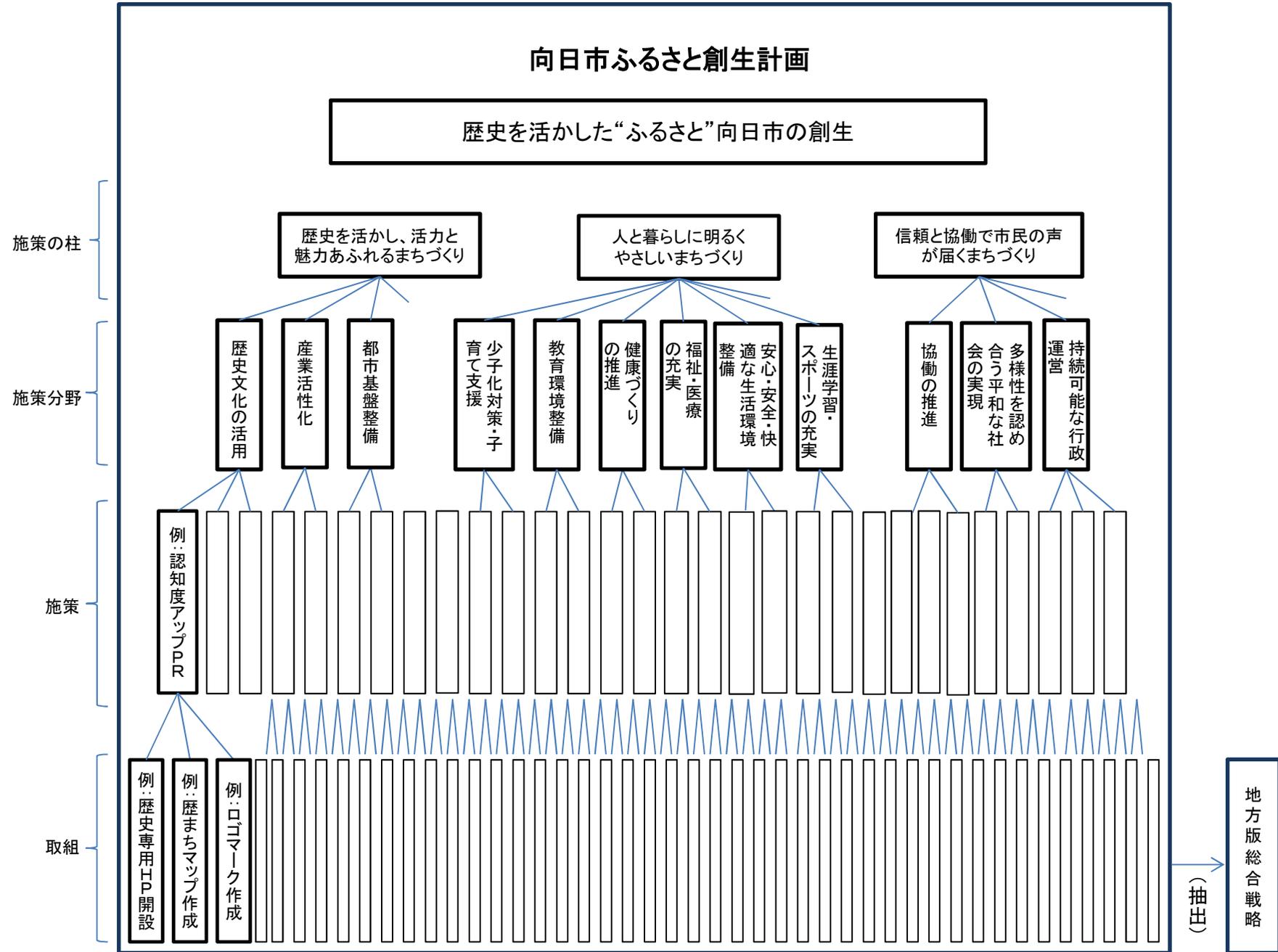
向日市ふるさと創生計画 策定スケジュール

主な項目	H27. 7	H27. 8	H27. 9	H27. 10	H27. 11	H27. 12	H28. 1	H28. 2	H28. 3
ふるさと創生計画		● 策定方針						パブ コメ	● ふるさと創生 計画策定 ● 公表
ふるさと創生計画 庁内体制 (副市長・部長・総合調整連絡チーム)		● 会議 (第1回)		● 会議 (第2回)			● 会議 (第3回)		
ふるさと創生計画策定委員会 (有識者会議)	←委員選出 →	● 設置 (第1回) ←市民公募		● 会議 (第2回)			● 会議 (第3回)		
市議会						● 中間報告			● 最終報告

6 その他

・国における「まち・ひと・しごと創生長期ビジョン」「総合戦略」、京都府の「明日の京都 山城地域振興計画」等、本市と関連のある他重要計画との整合性を考慮する。

向日市ふるさと創生計画構成イメージ



目的（第1条）

少子高齢化の進展に的確に対応し、人口の減少に歯止めをかけるとともに、東京圏への人口の過度の集中を是正し、それぞれの地域で住みよい環境を確保して、将来にわたって活力ある日本社会を維持していくために、まち・ひと・しごと創生（※）に関する施策を総合的かつ計画的に実施する。

※まち・ひと・しごと創生：以下を一体的に推進すること。

まち…国民一人一人が夢や希望を持ち、潤いのある豊かな生活を安心して営める地域社会の形成

ひと…地域社会を担う個性豊かで多様な人材の確保

しごと…地域における魅力ある多様な就業の機会の創出

基本理念（第2条）

- ①国民が個性豊かで魅力ある地域社会で潤いのある豊かな生活を営めるよう、それぞれの地域の実情に応じた環境を整備
- ②日常生活・社会生活の基盤となるサービスについて、需要・供給を長期的に見通しつつ、住民負担の程度を考慮して、事業者・住民の理解・協力を得ながら、現在・将来における提供を確保
- ③結婚・出産は個人の決定に基づくものであることを基本としつつ、結婚・出産・育児について希望を持てる社会が形成されるよう環境を整備
- ④仕事と生活の調和を図れるよう環境を整備
- ⑤地域の特性を生かした創業の促進・事業活動の活性化により、魅力ある就業の機会を創出
- ⑥地域の実情に応じ、地方公共団体相互の連携協力による効率的かつ効果的な行政運営の確保を図る
- ⑦国・地方公共団体・事業者が相互に連携を図りながら協力するよう努める

まち・ひと・しごと
創生本部
(第11条～第20条)

本部長：
内閣総理大臣
副本部長（予定）：
内閣官房長官
地方創生担当大臣
本部員：
上記以外の全閣僚

案の作成
実施の推進

実施状況の
総合的な検証

まち・ひと・しごと創生
総合戦略（閣議決定）
(第8条)

内容：まち・ひと・しごと
創生に関する目標や施策
に関する基本的方向等

※人口の現状・将来見通
しを踏まえるとともに、
客観的指標を設定

勘案

勘案

都道府県まち・ひと・しごと創生
総合戦略（努力義務）（第9条）

内容：まち・ひと・しごと創生に関する
目標や施策に関する基本的方向等

勘案

市町村まち・ひと・しごと創生
総合戦略（努力義務）（第10条）

内容：まち・ひと・しごと創生に関する
目標や施策に関する基本的方向等

施行期日：公布日（平成26年11月28日）。ただし、創生本部・総合戦略に関する規定は、平成26年12月2日。

国と地方における人口ビジョン・総合戦略の構成（イメージ）

長期ビジョン【2060年まで】

総合戦略【2019年度までの5か年】

国

中長期展望

I. 人口減少問題の克服
 ◎2060年に1億人程度の人口を確保

- ◆ **人口減少の歯止め**
 ・国民の希望が実現した場合の出生率(国民希望出生率) = 1.8
- ◆ **「東京一極集中」の是正**

II. 成長力の確保
 ◎2050年代に実質GDP成長率 1.5～2%程度維持

基本目標

- 地方における安定した雇用に創出する
 ◆ 若者雇用創出数(地方) 2020年までの5年間で30万人 等
- 地方への新しいひとの流れをつくる
 現状：東京圏年間10万人入超
 ◆ 地方・東京圏の転出入均衡(2020年)
 ・地方→東京圏転入 6万人減
 ・東京圏→地方転出 4万人増
- 若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる
 ◆ 結婚希望実績指標 80%(2010年68%)
 ◆ 夫婦子ども数予定(2.12)実績指標 95%(2010年93%) 等
- 時代に合った地域をつくり、安心な暮らしを守るとともに、地域と地域を連携する
 ◆ 地域連携数など
 ※目標数値は地方版総合戦略を踏まえ設定

政策パッケージ

- 農林水産業の成長産業化 6次産業市場10兆円：就業者数5万人創出
- 訪日外国人旅行消費額3兆円へ(2013年1.4兆円)：雇業者数8万人創出
- 地域の中核企業、中核企業候補1,000社支援：雇業者数8万人創出
- 地方移住の推進：年間移住あっせん件数11,000件
- 企業の地方拠点強化：拠点強化件数7,500件、雇業者数4万人増加
- 地方大学等活性化：自県大学進学割合平均36%(2013年度32.9%)
- 若い世代の経済的安定：若者就業率78%(2013年度75.4%)
- 妊娠・出産・子育ての切れ目のない支援：支援ニーズの高い妊産婦への支援実施100%
- ワーク・ライフ・バランス実現：男性の育児休業取得率13%(2013年2.03%)
- 「小さな拠点」の形成：「小さな拠点」形成数
- 定住自立圏の形成促進：協定締結等圏域数(140圏域)
- 既存ストックのマネジメント：中古・リフォーム市場規模20兆円(2010年10兆円)

地方人口ビジョン
 【2060年までを基本】

地方版総合戦略【2019年度までの5か年】

都道府県・市町村

中長期展望

I. 人口の現状分析
 ・人口動向や将来人口推計の分析

II. 人口の将来展望
 ・目指すべき将来の方向性や施策の方向性を踏まえた人口の将来展望

基本目標(注1)と基本的方向(注2)

(注1)実現すべき成果(アウトカム)に係る数値目標を設定(定性目標の場合は客観的な指標を設定)
 (注2)目標達成のために講ずべき施策の方向を記載

- 地方における安定した雇用に創出する
- 地方への新しいひとの流れをつくる
- 若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる
- 時代に合った地域をつくり、安心な暮らしを守るとともに、地域と地域を連携する

具体的な施策

※施策ごとに重要業績指標(KPI)を設定。